

人はみな、
生かされて
生きてゆく。
更生保護ネットワーク



平成20年 2月
法務省 保護局
更生保護振興課

更生保護施設における福祉職員の募集について

法務省では、厚生労働省等関係省庁と連携し、高齢・障害等の問題を抱える刑務所出所者等が出所後必要な福祉サービスを受けられるようにするため、社会復帰支援体制を構築することとしています。

具体的には、平成21年度予算案において、民間の更生保護法人が運営する更生保護施設のうち一定の施設に福祉関連の資格や経験を有する福祉職員を配置し、円滑な福祉への移行や社会生活に適應するための専門的な生活指導を行うこととしております。

1 更生保護施設と平成21年度予算案における本施策の概要について

更生保護施設とは、刑務所出所者等に宿泊場所を提供し、生活指導等を行う施設で、民間の更生保護法人が運営する施設が全国に101あります。これまで原則として就労できる者を中心に受け入れていますが、新たに、高齢者や障害者等就労による自立が困難な者を福祉に移行するまでの間受け入れ、生活指導や関係機関との調整を行うこととしています。具体的には、平成21年度予算案において、全国の更生保護施設のうち57施設に、福祉のノウハウや実務経験を有する職員を1名配置し、更生保護施設入所者の処遇に当たるとともに、関係機関との調整を行うための経費が盛り込まれております。

2 福祉職員募集の詳細（予算案のとおり可決成立した場合）

(1) 職務内容

- ・更生保護施設職員として、被保護者に対する生活指導等
- ・福祉等関係機関との調整
- ・その他各更生保護施設が定めた職務

(2) 採用予定人数

指定施設につき1名

(3) 応募資格

- ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の資格を持つ方
- ・その他、福祉等の実務の経験が5年以上ある方
(そのほか各施設が定める基準によります。)

(4) 採用時期

平成21年4月1日以降（各施設により異なることがあります。）

(6) 応募方法・勤務時間・給与・契約期間等

各施設において決定されます。

(7) その他

本業務を実施する更生保護施設については、下記問い合わせ先に御照会ください。

(問い合わせ先)

- ・最寄りの保護観察所
- ・法務省保護局更生保護振興課更生保護事業係

03-3580-4111（内線2635）